

平成28年度
登米市職員採用試験実施要綱

◇登米市総務部人事課

〒987-0511

登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

電話 0220-22-2145

この試験は、登米市において行政事務及び専門業務（技術）に従事する職員の採用試験です。

1 試験区分、職種、採用予定人員及び職務内容

試験区分	職種	採用予定人員	職務内容
初級 【高等学校卒業程度】	行政	7名程度	行政事務に従事します。 なお、税務、用地交渉、施設管理等の業務も含まれます。
	行政 (障がい者)	1名程度	
	土木	1名程度	土木工事等の設計、調査、現場指導等、専門業務に従事します。

(注) 採用予定人員は現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

2 受験資格

下記(1)の資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

(1) 資格

試験区分	職種	受験資格
初級	行政	平成2年4月2日以降に生まれた者
	行政 (障がい者)	平成2年4月2日以降に生まれた者で、自力により通勤ができ、かつ、介護者なしで一般事務職として職務遂行が可能であり、身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者であって、常用の活字印刷文による出題に対応でき、かつ、口頭による人物試験（個別面接）に対応できる者
	土木	平成2年4月2日以降に生まれた者

(2) 欠格事項

- イ 日本の国籍を有しない者
- ロ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ニ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ホ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

試験は、第1次試験、第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

試験区分	職種	試験	方法
初級	共通	教養試験 (2時間)	社会・人文・自然に関する一般知識及び文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する高等学校卒業程度の一般知能について択一式による筆記試験を行います。
		一般性格診断検査 (2.0分)	職務遂行に必要な適性について検査します。
	土木	専門試験 (1時間30分)	数学・物理・情報技術基礎・土木基礎力学・土木構造設計・測量・社会基盤工学及び土木施工に関する専門的知識について択一式による筆記試験を行います。

(2) 第2次試験

試験	方法
作文試験 (1時間)	文章による表現力、内容構成等の能力について作文による筆記試験を行います。
人物試験	個別面接により主として人物について試験を行います。
健康診断	健康診断書に基づいて職務遂行に必要な健康状態にあるかどうかについて審査を行います。
資格調査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。

※ 第2次試験は、作文試験、人物試験の合計得点と、健康診断書による審査及び資格調査の結果によって評価し、合否を決定します。

4 試験日時及び場所

区 分	第1次試験	第2次試験
日 時	平成28年9月18日(日) 9:00~9:40 受 付 10:00~12:00 教養試験(職種:共通) 12:20~12:40 一般性格診断検査(職種:共通) 13:30~15:00 専門試験(職種:土木)	平成28年10月下旬 ~11月上旬
場 所	登米市立佐沼中学校	第1次試験合格者に通知 します。

5 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、平成28年10月21日(金)に市役所(迫庁舎)前掲示場及び市ホームページに受験番号を掲示するほか合格者に通知します。
- (2) 最終合格者の発表は、平成28年11月11日(金)に市役所(迫庁舎)前掲示場及び市ホームページに受験番号を掲示するほか合格者に通知します。

6 合格から採用までの手続き

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、最終合格者全員が採用されるとは限りませんので注意してください。
- (2) 採用は、平成29年4月1日の予定です。
- (3) 最終合格者のほかに補欠合格者を決定する場合があります。補欠合格者は、採用補欠候補者として名簿登録されますが、欠員等が生じた場合に、必要に応じて成績順に採用を決定しますので、名簿登録者が必ず採用されるとは限りません。なお、この名簿は4月以降の採用に対するものであり、有効期間は1年間です。(原則として、4月1日付採用となりますので、4月1日から勤務できることを条件とします。)

7 給 与

試験区分	給料月額	その他の手当
初 級	144,600円	左記の他に、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当等がそれぞれの支給要件により支給されます。

上記金額は、新卒者に対する平成28年4月1日現在の給料月額です。

8 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで、登米市総務部人事課、又は各総合支所市民課窓口で配布します。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用統一試験申込書請求」と朱書きし、宛先を明記して120円切手を貼った返信用封筒（A4サイズが入る大きさ）を必ず同封してください。

(2) 受験申込先

〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
登米市総務部人事課
電話 0220-22-2145

(3) 受付期間

平成28年7月8日（金）から平成28年8月8日（月）まで。

申込受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵便の場合は、受付期間中の消印のものに限り受け付けます。

(4) 提出書類等

イ 受験申込書 1部（所定の申込書を使用すること）

受験申込書に必要事項を記入し、申込前3カ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、縦4.5cm×横3.5cmの写真2枚を指定箇所に貼付して下さい（写真がない場合は受付できません。なお、写真裏面には氏名と生年月日を記入願います。）。

なお、団体名欄には「登米市」と記入してください。

ロ 受験料 不要

ハ 郵便申込の場合は、宛先を明記し82円切手を貼った返信用定形内封筒（長形3号）を同封してください。

9 その他

(1) 申込を受理した受験申込者には受験票を交付します。

(2) 択一式の回答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具（B又はHBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。

(3) この試験についての問い合わせは、平日の午前8時30分から午後5時15分まで、登米市総務部人事課（電話 0220-22-2145）でお答えします。

なお、郵送で問い合わせる場合は、必ず宛先明記の往復ハガキを使用するか、又は82円切手を貼った宛先明記の返信用定形内封筒（長形3号）を同封してください。